

公立大学法人沖縄県立看護大学 合理的配慮に関する学生支援規程

制 定 日：令和6年3月26日

(目的)

第1条 この規程は、全ての学生が、学生生活において学びに支障をきたすことがないよう社会的障壁の除去について、合理的配慮を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 合理的配慮の実施にあたっては、障害者基本法並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令の定めに基づき、公立大学法人沖縄県立看護大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領に即して実施するものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「合理的配慮が必要な学生」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 生活のしづらさを感じ、学生生活において学びに支障をきたしている学生
- (2) 身体障がい、発達障がい、その他心身の機能の障がいがあり、障がい者手帳を有する学生
- (3) 前号に準ずる障がいがあることを示す医師の診断書を有する者で、日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生

(責務)

第3条 学部長、研究科長及び別科助産専攻科長は、合理的配慮が必要な学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、合理的配慮部会が定めた具体的支援を実施しなければならない。

第4条 教職員は、合理的配慮が必要な学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、合理的配慮部会が定めた具体的支援の実施及び合理的配慮を提供しなければならない。

(支援の申請)

第5条 合理的配慮が必要な学生は、入学前、入学後のいずれの時期においても、修学に必要な支援の要請を申し出ることができる。ただし、合理的配慮が必要にもかかわらず、申し出がうまくできない状況にある場合には、学生本人の意向を確認しつつ、申し出ができるように支援する。

2 合理的配慮が必要な学生は、合理的配慮支援申請書（様式1）及び合理的配慮の申請および実施における個人情報保護に関する同意書（様式2）を学務課へ提出するものとする。

3 合理的配慮の申請時期は、原則として前学期及び後学期の開始前とし、必要に応じ随時申請できる。

第6条 学務課は、合理的配慮支援申請書を受理した場合は、合理的配慮部会に提出するものとする。

第7条 教職員が、合理的配慮について検討が必要と判断した場合は、合理的配慮部会へ相談することができる。

(合理的配慮の検討)

第8条 合理的配慮部会は、学生からの申請に基づき、その教育的ニーズと意思を十分尊重した上で、必要な合理的配慮について検討し、支援内容を決定する。

2 合理的配慮部会は、第7条の規定に基づく相談があった場合は、合理的配慮の必要性及び支援内容を検討する。

(合意の形成)

第9条 支援内容は当該学生の合意を得て決定する。合理的配慮部会は、当該学生に対し支援内容について十分な説明の機会を設け、支援内容に関する共通理解及び合意の形成を図らなければならない。

(不服申し立て)

第10条 学生は、合理的配慮部会が決定した支援内容に不服がある場合は、合理的配慮支援への不服申立書(様式3)により不服を申し立てることができる。

(支援の要請)

第11条 合理的配慮部会は、合理的配慮支援要請書(様式4)により、合理的配慮の支援を実施するよう要請するものとする。

(相談窓口)

第12条 合理的配慮を必要とする学生は、次に掲げる相談窓口へ相談することができる。

- (1) 学生委員会指名教員
- (2) 教務委員会指名教員
- (3) 研究科教務委員会指名教員
- (4) 別科助産運営委員会指名教員
- (5) 保健業務専門員
- (6) スクールカウンセラー
- (7) 学務課長
- (8) 学生担当教員及び科目責任者

(事務)

第13条 合理的配慮に係る事務は、学務課において処理する。

(秘密保持義務)

第14条 合理的配慮に関する学生支援に従事する者又は具体的支援に係る事務に従事していた者は、正当な理由なく、合理的配慮が必要な学生及び合理的配慮に関する学生支援に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(補足)

第15条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項については、学長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。